

汚染土壌のすべてを処理することはしない

東京都が東京ガスに異常な譲歩

都議会 百条委

共産党都議団の 質問で、都との 密約が判明

東京都の豊洲新市場（東京ガス工場跡地）問題を調査する都議会の百条委員会が3月11日、関係者の証人喚問が始まりました。その中で、都が東京ガスから予定地を取得する際、汚染土壌のすべてを処理することはしないという東京ガス側の主張を都が容認するなど、異常な譲歩をした「確認書」の存在が明らかになりました。確認書は、東京ガスが提出。都はその資料を提出しておらず、情報隠しの疑いも出ています。

確認書は、2001年7月18日に都と東京ガスが交わしたもので、「現処理計画により対策を実施し、その完了を確認した後、土地の譲渡を行う」としており、土壌汚染対策法では汚染処理費用は原因者負担が原則であるにもかかわらず、東京ガスが汚染のすべてを処理しなくても都が予定地を購入することを示しています。

元市場長が証言

石原氏弁明 「信じられない」

日本共産党都議団は、石原元知事が昨年10月、小池知事の質問状に対し、市場用地が「豊洲の中の東京ガスの敷地であるとまで聞いていた記憶はありません」と回答していることを挙げ、石原氏が豊洲移転の判断をする際に、予定地が東京ガス工場跡地であることを知らなかったとは考えられないではないかと質問しました。証人の元市場長は「(石原氏の回答は)初めて聞いたが、信じられませんね」と答えました。

防潮護岸整備費の東京ガスの負担を免除し、都が肩代わりすることも合意しています。日本共産党都議団は、確認書をはじめとする東京ガスの提出資料を示して「このような重要文書が東京ガスから提出されたが、東京都から提出されなかったことは重大だ」と指摘。速やかに百条委に提出することを求めました。

食の安全・安心第一に 移転の中止含め抜本的 見直しを

日本共産党は引き続き百条委員会(19日、浜渦元副知事、20日、石原元知事)などでの解明に全力をあげます。

日本共産党

東京民報
ご意見・ご要望は 03-3370-0311、FAX 03-3370-0471
2017年3月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行 / 東京民報社 (港区芝 1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可